

平成30年度保険者機能強化推進交付金の評価指標について

● 交付金概要

- ・ 自立支援・重度化防止等の取組を支援するため平成30年度に創設。
- ・ 市町村分，都道府県分があり，都道府県分は市町村支援の事業が対象。
- ・ 高齢者の自立化支援に関する取組等についての評価指標を設定し，評価点数によって国予算額（平成30年度は200億円うち都道府県分は10億円程度）が配分される。

・ 都道府県分の交付額算定方法

$$\text{各都道府県の交付額} = \text{国予算額} \times \frac{\text{当都道府県の評価点数}}{\text{各都道府県の評価点数の合計}}$$

(※ 都道府県分は評価指標による配分額と所要額調査回答額のどちらか低い額で交付)

・ 市町村分の交付額算定方法

$$\text{各市町村の交付額} = \text{国予算額} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{(\text{各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1号被保険者数}) \text{の合計}}$$

・ 市町村分の交付金の使途

市町村の介護保険特別会計に充当し，地域支援事業等の高齢者の自立支援，重度化防止，介護予防等に必要な取組を進める。

・ 都道府県分の交付金の使途

市町村に対する現状分析・地域課題解決等の支援，地域ケア会議や介護予防に関する支援，生活支援体制整備に対する支援，リハビリテーション専門職等の活用支援，介護給付費適正化事業の推進支援等。

● 都道府県分の認知症関係評価指標該当状況

Ⅱ 自立支援・重度化防止等，保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容

(6) 認知症総合支援

① 認知症施策の推進に関し，現状把握，計画の策定，市町村の取組の把握等を行っているか。

ア 認知症施策に関する取組（※）について，各年度における都道府県の具体的な計画（事業内容，実施（配置）予定数，受講予定人数等）を定め，進捗状況について点検・評価している。

※ 早期診断・早期対応の連携体制等の整備，認知症対応力向上研修実施・認知症サポート医の養成・活用，若年性認知症施策の実施，権利擁護の取組の推進等

イ 市町村の認知症施策に関する取組（※）について，都道府県内の全市町村の取組状況を把握したうえで，市町村の状況の一覧を作成し，その状況を自治体HPに掲載する等公表している。

※ 認知症初期集中支援チームの運営等の推進，認知症地域支援推進員の活動の推進，権利擁護の取組みの推進等，地域の見守りネットワークの構築及び認知症サポーターの養成・活用本人・家族への支援等

【ア，イともに実施】

● 市町村分の認知症関係評価指標該当状況

Ⅱ 自立支援，重度化防止等に資する施策の推進

(5) 認知症総合支援

- ① 市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において，認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の（二）に掲げる取組）について，各年度における具体的な計画（事業内容，実施（配置）予定数，受講予定人数等）を定め，毎年度その進捗状況について評価しているか。【アかイのいずれかに該当する場合】

ア 計画に定めており，かつ，進捗状況の評価を行っている。

【県内実施市町村数： 10】

イ 計画に定めているが，進捗状況の評価は行っていない。

【県内実施市町村数： 6】

- ② 認知症初期集中支援チームは，認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し，具体的な支援方法の検討を行う等，定期的に情報連携する体制を構築しているか。

【県内実施市町村数： 20】

- ③ 地区医師会等の医療関係団体と調整し，認知症のおそれがある人に対して，かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により，早期診断・早期対応に繋げる体制を構築しているか。

【県内実施市町村数： 17】

- ④ 認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスの整備を行っているか。

【県内実施市町村数： 14】

【 参考 】

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

地域包括ケアシステムの構築のため、今後重点的に取り組むことが必要な次の事項について、地域の実情に応じて計画に位置付け、その事業内容等について定めるよう努めるものとする。

また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として行っていくことが重要である。

(略)

(二) 認知症施策の推進

市町村は、新オレンジプランに基づき、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される循環型の仕組みが構築されるよう、医療や介護に携わる者の認知症対応力の向上のための取組や、これらの者に対して指導助言等を行う者の育成のための取組を進めることが重要である。認知症の人を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、以下の取組について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定めることが重要である。

イ 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

ロ 認知症地域支援推進員の活動の推進（認知症ケアパスの作成・普及、認知症カフェの設置の推進、関係機関との連携等）

ハ 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度利用促進法第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう。）に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備

ニ 地域の見守りネットワークの構築

ホ 認知症サポーターの養成と活用その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組